

令和4年度  
日向市集団指導

令和4年7月26日（火）

日向市健康長寿部 高齢者あんしん課 介護認定係

## ○避難訓練の市町村長への訓練結果報告の義務付けについて

「水防法」および「土砂災害防止法」により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域（※1）内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画（※2）の作成、避難訓練の実施が義務付けられております。

本市の高齢者施設につきましては、作成義務のある事業所全てで作成されております。今後は、洪水浸水想定区域等に新たに高齢者施設を建設する場合は、避難確保計画を作成することが必要です。

また、すでにご提出の施設管理者等につきましては、令和3年7月15日より避難訓練を実施した場合、市町村長への訓練結果報告が新たに義務付けられましたので、報告を防災推進課もしくは高齢者あんしん課にお願いします。

（※1） 日向市 WEB 版ハザードマップで確認できます。

日向市HP トップページ右側の赤枠内にある「もしものときに」を参照

（※2） 避難確保計画に関する詳しい内容は、次の国土交通省HPをご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【内容】 全国の取り組み状況・避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材など

## ○新型コロナウイルス感染症への対応について

- 介護サービス事業所内でPCR検査を受けた利用者・職員がいましたら、介護認定係にご連絡ください。

各地域包括支援センターの場合は地域包括ケア推進係

- コロナ陽性者の発生により、事業所で備蓄してある衛生用品が不足する場合は、追加発注した衛生用品が補充できる

までの期間は、市で備蓄してある衛生用品（県が購入し、市で保管）を支給することができます。

**支給できる衛生用品**

ガウン、キャップ、フェイスシールド、ゴーグル、手袋、サージカルマスク

※支給を希望する場合、必ず電話で介護認定係にご連絡ください。

- 認定申請を出している場合、調査に行けなくなる場合があります。

申請者やその家族が、陽性者もしくは濃厚接触者となったことが分かった場合には、介護認定係への連絡をお願いします。

## ○ 居宅介護支援事業所開設準備補助金について

●新しく居宅介護支援事業所を開設する場合、開設日前6月間にかかった費用について、100万円を上限に助成します。(令和4年度予算額：100万円)

### (1) 補助対象者の要件

- 日向市内で居宅介護支援事業所を開設する法人であり、介護保険法第79条第1項に規定する指定を受けていること。
- 補助対象者及びその代表者が、日向市税の滞納がないこと。
- 補助対象者及びその代表者が、暴力団及び暴力団関係者に該当しないこと。
- 開設後5年間は継続して事業を実施すること。

### (2) 補助対象経費

居宅介護支援を行う事業所を開設するための経費として、施設開設日前6か月間に要した経費

※詳細については、介護認定係までご相談ください。

## ○ ケアプラン点検について

●介護給付適正化事業として、「宮崎県介護支援専門員協会」に委託し、ケアプラン点検を行います。

(1) 目的：

ケアプランを点検することにより、利用者の状況に応じた効果的な介護サービス等を提供するケアプランとなっているかを検証し、利用者の「自立支援」につながる適切な介護サービスの提供を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメント技能の向上の一助となることを目的とする。

(2) 対象となるケアプラン：

- ①日向市内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員が作成したケアプラン
- ②訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が基準以上に位置づけてあるケアプラン
- ③区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、かつ、そのサービスの6割以上が「訪問介護」のケアプラン

※①については介護支援専門員各自が選んだ1件のケアプラン、②及び③については該当するケアプラン

(3) 提出資料：①利用者基本情報（任意書式）

②アセスメント（標準23項目及び課題分析シート）※事業所で使用している様式一式

③課題整理総括表 ※作成していない場合は提出不要

④ケアプラン（第1. 2. 3表）

⑤サービス担当者会議の要点（第4表）※照会（依頼）内容がある場合は合わせて添付

⑥利用票及び別表（第6. 7表）※アセスメント実施から3か月分

⑦モニタリング記録 ※アセスメント実施から3か月分

⑧支援経過記録（第5表）※アセスメント実施から3か月分

⑨ケアプラン点検支援マニュアルチェックシート【自己評価表】

(4) 提出時期：8月15日（月）まで

(その他) ケアプラン点検後に、点検の結果を踏まえた研修会を開催します。